

近江八幡市放課後子ども総合プラン 行動計画

近江八幡市

近江八幡市教育委員会

近江八幡市放課後子ども総合プラン 行動計画

令和 4 年 4 月
近 江 八 幡 市
近江八幡市教育委員会

1. 行動計画の策定にあたって

1 行動計画の趣旨

平成 26 年 7 月、文部科学省と厚生労働省の共同により「放課後子ども総合プラン」が策定され、放課後児童クラブの受け皿を拡大するとともに、一体型を含めた放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の計画的な整備等を進めることとされました。続いて平成 30 年 9 月に新たな放課後児童対策のプランとして、「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。

一方、本市においては、平成 27 年 3 月に、基本理念を「子どもは地域の宝、みんなで見守り育てよう！」とする「第一期近江八幡市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、放課後における就学児童の居場所づくりを重点事業に位置付け取組を推進することにしました。その後、平成 30 年 3 月に同計画の中間見直しを行い、放課後児童クラブについては、利用児童数の伸びが大きいと、適切な基盤整備が必要と判断し見直しを行いました。

また、平成 31 年 3 月には「近江八幡市第 1 次総合計画」を策定し、「人がつながり 未来をつむぐ『ふるさと近江八幡』」の実現に向けて、「教育・人づくり」、「福祉・医療・人権」、「環境・歴史・文化」、「産業・観光振興」、「都市基盤整備」、「地域自治・行政経営」の 6 つの基本目標を掲げました。まちづくりの目標の一つを「教育・人づくり」にすることにより、子育てに対する切れ目のない支援や豊かな心身を育む教育を推進しています。

さらに、令和 2 年 3 月には、「第二期近江八幡市子ども・子育て支援事業計画ハチピープラン」を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、それぞれの計画と連携しながら、子ども・子育てで支援施策を総合的に推進し、子育て環境の充実を目指すこととしています。

これらの背景を踏まえ、国の「新・放課後子ども総合プラン」を実施するために、教育委員会と福祉部局が連携を深め、国の指針に則し、盛り込むべき内容を「近江八幡市放課後子ども総合プラン行動計画」として策定し、計画的に取り組むこととします。

2 行動計画の目的

共働き家庭等の「小 1 の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」といいます。）及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（以下「放課後子ども教室」といいます。）について、相互に連携して実施できるよう計画的な整備を進めます。

3 放課後子ども総合プランの目標

近江八幡市放課後子ども総合プラン策定委員会においての議論を踏まえ、放課後の子どもの安心・安全な居場所づくりを目的に、地域人材を生かした「放課後子ども教室」を全ての小学校に設置し、各地域の実情に合わせた活動場所及び内容を学校運営協議会において協議して進めることとします。

4 本行動計画の期間

本行動計画の期間は、国の新・放課後子ども総合プランにおける目標の期限及び市の子ども・子育て支援事業計画ハチピープラン等を踏まえ、令和4年度（2022年度）から令和6年度（2024年度）までとします。

2. 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の状況と整備目標

1 放課後児童クラブ

沖島小学校区を除く全ての小学校区を基本的な提供区域とし、令和3年度当初、31カ所の放課後児童クラブが事業を実施しています。

【量の見込みと確保方策】

単位：人

		小学校区計			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	合 計	1,236	1,244	1,180	1,140
	うち低学年	841	850	795	759
	うち高学年	395	394	385	381
確保方策		1,349	1,349	1,349	1,349

2 放課後子ども教室

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）において放課後子ども教室の設置についての協議を進め、放課後子ども教室の設置をめざします。

学校運営協議会には、学校関係者、保護者代表、地域住民など、子どもの安心・安全な居場所作りに大きく関わる方々が委員として参画します。

学校運営協議会で話し合うテーマの1つに「放課後の子どもの安心・安全な居場所づくり」を設定し、放課後児童クラブと放課後子ども教室の運営についても熟議していきます。

それぞれの小学校の学校運営協議会には、放課後児童クラブの代表や放課後子ども教室の運営に

関わる推進員を委員に任命し、各小学校の子どもたちや保護者、地域の実情に合った子どもの居場所づくりについて具体的な話し合いを進めます。

【実施校数の目標】

単位：校

	令和４年度	令和５年度	令和６年度
放課後子ども教室実施校	８校	８校	１２校

【令和６年度に達成されるべき目標事業量】

令和６年度に可能な限り１２校での設置を目指します。

【これまでの経過と令和６年度までの実施計画】

	放課後子ども教室	R4 2022	R5 2023	R6 2024
八幡小学校		◎		
島小学校		⇨		◎
沖島小学校	○			
岡山小学校	○			
金田小学校	○			
桐原小学校		⇨		◎
桐原東小学校		⇨		◎
馬淵小学校		◎		
北里小学校		⇨		◎
武佐小学校		◎		
安土小学校	○			
老蘇小学校	○			
教室の数（目標）	５	８	８	１２

○ ：すでに「放課後子ども教室」を設置

⇨ ：放課後子ども教室設置に向けた協議と試行

◎ ：「放課後子ども教室」の設置および運用開始

3.「放課後子ども総合プラン」に基づく近江八幡市行動計画

1 行動計画の進捗管理を行う体制

市において、地域の実情に応じた効果的な放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に関する検討の場として、また行動計画の進捗管理の場としては、「近江八幡市放課後子ども総合プラン推進協議会」を設置します。

2 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携による実施に関する具体的な方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携した実施に向けて、順次実施する小学校区を検討します。

また、放課後子ども教室を実施していない小学校区について、市内各小学校の学校運営協議会を中心とした、様々な立場からの意見が出される場で、実施に向けた協議を続け、地域の実情や保護者や児童のニーズに合った事業の進め方について検討します。

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携した実施にあたっては、近江八幡市放課後子ども総合プラン推進協議会及び各小学校の学校運営協議会で検討を行い、内容の企画・運営について両事業の従事者及び参画者が情報共有を図り、児童の参加について調整等を行います。

その際は、放課後子ども教室の地域学校協働活動推進員と放課後児童クラブの従事者が連携して活動計画などについての協議を行います。

3 小学校との連携及び小学校の余裕教室等の活用に関する具体的な方策

「新・放課後子ども総合プラン」や「近江八幡市放課後子ども総合プラン行動計画」のねらいや具体的な取組などについて、小学校の校長会、教頭会などで説明するとともに、すべての教職員への周知をするために、職員会議の議題に挙げてもらい、全ての教職員の理解を進め、事業の推進を図ります。

また、余裕教室の活用、特別教室、体育館、校庭、学校図書館の一時利用に係る問題点等の解決に向けて、福祉部局と教育委員会が協力し、現状を把握しながら取り組みます。

4 放課後子ども教室及び放課後児童クラブの実施に係る教育委員会（生涯学習課）と福祉部局（子育て支援課）の具体的な連携に関する方策

放課後子ども総合プラン行動計画の実施に向けて、教育委員会（生涯学習課）と福祉部局（子育て支援課）が連携し、情報の共有を図ります。

希望する全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できる環境の整備、事業についての学校現場における理解・協力の促進にむけた取組など、放課後子ども総合プラン行動計画に基づく本市の取組について、教育委員会（生涯学習課）と福祉部局（子育て支援課）の双方の責任のもとで協力して進めます。

5 従事者・参画者の確保に関する方策

今後、放課後児童クラブの運営及び放課後子ども教室の拡充にあたっては、これらの事業を担う人材の確保が重要であるとともに、特別な支援を必要とする児童の受入れ等への対応や、両事業の児童が共通して参加できる活動プログラムの企画・運営への対応が求められており、従事

者・参画者の情報共有が重要です。

したがって、豊かな経験等を有する地域の人材の効果的な活用に努めるとともに、両事業の従事者・参画者が一定の知識・技能を有し、各事業において上記の課題等に適切に対応するため、情報共有する場を設けるよう努めます。

6 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

障がいのある児童や虐待・いじめを受けた児童、日本語能力が十分でない児童等、特別な配慮を必要とする児童の放課後児童クラブ等の利用希望が増えていくことが想定されます。こうした特別な配慮を必要とする児童への対応については、児童が安心して過ごすことができるようにすることが重要です。放課後児童クラブが、国の放課後児童クラブ運営指針や市放課後児童クラブ運営ガイドラインに沿った適切な支援を行えるよう、市及び放課後児童クラブ等において、積極的に必要な研修を行います。

また、放課後児童クラブや放課後子ども教室の支援員等が情報交換・情報共有を行う等の密接な連携・協力を努める必要があります。

7 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

開所時間については、国の放課後児童クラブ運営指針にも定められているように、放課後児童クラブごとに、保護者の就労時間、学校の授業の終了時刻、子どもの放課後の状況や1日の生活等、地域の実情を考慮して設定するよう努めます。

8 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図るという放課後児童クラブの役割を一層向上させるための方策とそのための育成支援の内容について、利用者や地域住民へ周知するための方策

放課後児童クラブの役割を一層向上させるため、国の放課後児童クラブ運営指針や市放課後児童クラブ運営ガイドラインに沿った育成支援を行うとともに、運営内容の評価を行います。

また、日頃から、保護者との密接なコミュニケーションを図ることにより、育成支援の内容を伝えるとともに、運営内容の評価を保護者や地域住民等に公表するよう努めます。

9 民間サービス等を活用した多様なニーズへの対応の方策

児童の豊かで健全な放課後の活動を保障し、多様なニーズに応えていくためには、公的な基盤整備に加えて、地域における民間サービスやボランティア活動等も含めて、組み合わせていくことも有効であることから、実施事業や実施主体の多様化に努めます。

また、放課後子ども教室では、社会総掛かりで子どもの育ちを支える観点から、多様な地域住民等の一層の参画促進を図るとともに、民間教育事業者やスポーツ・文化芸術団体等の地域人材の参画についても促進に努めます。

4. 近江八幡市の推進体制

1 放課後子ども総合プラン推進協議会

放課後子ども総合プランの推進を目的として近江八幡市放課後子ども総合プラン推進協議会を設置します。構成委員は、社会教育関係者、学校運営協議会関係者、放課後子ども教室関係者、放課後児童クラブ関係者、小学校関係者、PTA関係者、まちづくり協議会関係者、児童福祉関係者、教育委員会と福祉部局の行政関係者などです。

この放課後子ども総合プラン推進協議会において、事業の進捗管理を行い、放課後の子どもの安心、安全な居場所づくりについて協議し、取組を進めます。

2 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の活用

本市では、令和3年度に全ての公立幼稚園、小学校、中学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールとして移行しました。

学校運営協議会に「放課後子ども教室」の議題を挙げ、その際に放課後児童クラブ関係者及び放課後子ども教室関係者が会議に参加し、それぞれの小学校、地域に応じた放課後の安心、安全な居場所づくりについて熟議を進めます。

【体制図】

